

注：本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツが翻訳したものです。  
この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については英語版ニュースレターをご参照下さい。



## iGAAP in Focus

### 財務報告

#### IASB、金融商品の分類および測定の実務上の修正を提案する

#### 目次

##### 背景

本 iGAAP in Focus は、2023 年 3 月に国際会計基準審議会（IASB）によって公表された公開草案（ED）

##### 修正案

IASB/ED/2023/2「金融商品の分類および測定の実務上の修正」（IFRS 第 9 号および IFRS 第 7 号の修正案）に示されている、IFRS 第 9 号「金融商品」および IFRS 第 7 号「金融商品：開示」の修正案を解説するものである。

##### 発効日、経過措置およびコメント期間

##### 間

##### さらなる情報

詳細については、次の Web サイトを参照してください。

[www.iasplus.com](http://www.iasplus.com)  
[www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)  
[www.deloitte.com/jp/ifrs](http://www.deloitte.com/jp/ifrs)

- IASB は、以下に対処する IFRS 第 9 号の修正を提案する。
  - 電子送金を通じて決済される金融負債の認識の中止
  - 金融資産の分類 – 基本的な融資の取決めと整合的な契約条件
  - 金融資産の分類 – ノンリコース要素のある金融資産
  - 金融資産の分類 – 契約上リンクしている商品
- IFRS 第 7 号に対する以下の修正が提案されている。
  - 開示 – その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品に対する投資
  - 開示 – 偶発事象の発生（または非発生）により契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変化させる可能性のある契約条件
- これらの修正の必要性は、IFRS 第 9 号の分類および測定の実務上の修正、IASB の適用後のレビューの結果として識別された。
- ED は、本修正の発効日を規定していない。企業は、本修正を遡及的に適用することが要求される。比較情報の修正再表示は、要求されないが、事後的判断を使用せずに可能である場合には認められる。本修正により測定区分が変更された金融資産は、開示が要求される。
- ED のコメント期間は 2023 年 7 月 19 日に終了する。

## 背景

2022年にIASBは、IFRS第9号の分類および測定の要求事項の適用後レビュー（PIR）を完了した。全般的に、IASBは、作成者が要求事項を一貫して適用できることを見いだした。しかし、IASBは、IFRS第9号およびIFRS第7号の修正が要求されるいくつかの事項を識別した。IASBは、これらの修正を単一のEDで提案することを決定した。

## 修正案

### 電子送金を通じて決済される金融負債の認識の中止

EDは、IFRS第9号3.1.2項の「通常の方法の例外」が適用される場合を除き、金融資産または金融負債を認識または認識を中止する際に決済日会計が要求されることを提案している。さらに、決済日会計を使用する代わりに、以下のすべての条件が満たされている場合、企業は電子決済システムを使用して決済される金融負債の認識を中止することができる。

- 企業は、送金指示を開始した。
- 企業は、送金指示を撤回、中止または取消しを行う能力がない。
- 企業には、送金指示の結果として決済に使用される現金にアクセスする実際上の能力がない。
- 電子決済システムに関連する決済リスクが、僅少である。

IASBは、電子決済システムの特徴として、送金指示の完了に続いて標準的な管理プロセスが行われ、送金指示を開始してから現金が引き渡されるまでの時間が短い場合には、決済リスクは僅少であることを明確にすることを提案する。

決済リスクは、送金指示の完了が決済日に現金を引き渡す企業の能力に左右される場合、僅少ではない。

認識の中止の選択肢案を金融負債に適用することを選択した企業は、同じ電子送金システムを通じて行われるすべての決済にそれを適用することが要求される。

## 見解

電子送金を通じて決済される金融資産の認識の中止に対するIFRS第9号の適用は、2021年9月のIFRS解釈指針委員会の関心を集めた。その際に、委員会は、企業が以下を要求されることを暫定的に結論付けた。

- (a) 営業債権からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅する日に、営業債権の認識を中止する。
- (b) 当該営業債権の決済として受け取る現金（または他の金融資産）を同じ日において認識する。

本アジェンダ決定は、暫定的な結論の潜在的な結果について懸念が提起されたため、最終決定されなかった。代わりに、これらの懸念はIASBに付託された。

これに対応して、IASBは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利がいつ消滅するか、または金融負債が消滅するかを明確にするために、IFRS第9号を修正することを検討した。しかし、IASBの利害関係者は、負債がいつ消滅するか、または金融資産からのキャッシュ・フローに対する権利が満了するかを正確に決定することは、時間とコストがかかり、それぞれの決済プラットフォームおよび関連する個別の契約条件の広範な（法的）分析を伴う可能性があることを指摘した。これは、消滅する時点を決断するための関連する規制と要求が法域によって異なり、経済的に類似した金融資産と金融負債が異なる時期に認識が中止される可能性があるためである。

IASBは、したがって、IFRS第9号の認識および認識の中止の要求事項を根本的に再検討せず、代わりに、上記の狭い範囲の修正を提案することを決定した。

## 金融資産の分類

### 基本的な融資の取決めと整合的な契約条件

EDは、金融資産の契約上のキャッシュ・フローが基本的な融資の取決めと整合的であるかどうかを、どのように企業が評価するかに関するガイダンスを提供するようにIFRS第9号の適用指針の修正を提案する。これは、企業が契約上のキャッシュ・フロー特性を評価する要求事項を、環境、社会、ガバナンス（ESG）事項に関連する要素がある金融資産に対する適用を支援することを目的としている。

IASB は、利息を評価する際に、企業が「いくら」補償を受け取るのではなく、企業が「何を」補償されているかに焦点を当てることを規定することを提案する。当該提案では、契約上のキャッシュ・フローは、基本的な融資のリスクまたはコストとは通常は考えられていないリスクまたは市場要因に対する補償（例えば、借手の収益または利益のシェア）を含む場合、基本的な融資の取決めと整合的ではない。これは、そのような契約条件が、企業が事業を行っている市場で一般的であつても当てはまると提案されている。

さらに、契約上のキャッシュ・フローの変化が、基本的な融資のリスクまたはコストの変化の方向および大きさと一致しない場合、基本的な融資の取決めと整合的ではない。

偶発事象の発生（または非発生）を受けて契約上のキャッシュ・フローの時期または金額が変化し得る可能性のある契約条件は、偶発事象が借手に固有のものである場合、基本的な融資の取決めと整合的である。これは、偶発事象の発生が、借手が契約上特定された目標を達成することに左右される場合、たとえ同じ目標が他の借手の他の契約に含まれている場合でも当てはまる。しかし、結果として生じる契約上のキャッシュ・フローは、借手に対する投資または特定の資産の運用成績に対するエクスポージャーを表すものであつてはならない。

上記を説明するために、IASB は、元本および元本残高に対する利息の支払のみである契約上のキャッシュ・フローを有する、または有さない金融資産の以下の 2 つの例を追加することを提案する。

#### 設例 1:

商品 EA は、借手が前期中に契約で特定された温室効果ガス排出の削減を達成した場合に、所定のベースポイント分、定期的に調整される金利の貸付金である。

偶発事象の発生（契約上定められた温室効果ガス排出の削減の達成）は借手に固有であり、偶発事象の発生（または非発生）から生じる契約上のキャッシュ・フローは、すべての状況において、元本および元本残高に対する利息の支払いのみである。契約上のキャッシュ・フローは、借手に対する投資または特定の資産の運用成績に対するエクスポージャーを表すものではない。したがって、これは基本的な融資の取決めと整合的である。

#### 設例 2:

商品 I は、市場で決定された炭素価格指数が契約で定義された閾値に達したときに、定期的に調整される金利の貸付金である。

契約上のキャッシュ・フローは、市場要因（炭素価格指数）に応じて変化するが、これは基本的な融資のリスクまたはコストではないため、基本的な融資の取決めと整合しない。

#### 見解

IASB は、IFRS 第 9 号の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価は、他の金融資産と同様に ESG 連動要素を有する金融資産にも関連性があり、IFRS 第 9 号の要求事項は（上記の明確化案を条件として）、当該金融資産が償却原価または FVTOCI で測定される条件を満たしているかどうかを判断するための適切な根拠を提供すると判断した。

したがって、IASB は、ESG 連動要素のある金融資産について、IFRS 第 9 号の契約上のキャッシュ・フロー特性に関する要求事項から例外を設けることは、適切ではないと結論付けた。

#### ノンリコース要素のある金融資産

IFRS 第 9 号の修正は、「ノンリコース」という用語の記述を強化するために提案されている。本修正では、企業のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が、金融資産の存続期間中および債務不履行の場合の両方において特定の資産によって生み出されたキャッシュ・フローに制限されている場合、金融資産はノンリコース要素がある。言い換えれば、金融資産の存続期間全体を通じて、企業は債務者の信用リスクではなく、主に特定の資産の運用成績のリスクに晒されている。

IASB は、ノンリコース要素のある金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性の評価の一環として、以下に関する程度を含むが、それに限定されない、企業は借手の法的構成および資本構成のような要因を考慮する必要があるかもしれないことを説明することを提案する。

- 原資産によって生み出されるキャッシュ・フローは、分類する金融資産の契約上のキャッシュ・フローを上回ることが見込まれる。
- 原資産によって生み出されるキャッシュ・フローの不足は、借手が発行した劣後債務または資本性金融商品によって吸収されることが見込まれる。

## 契約上リンクしている商品

IASB は、他の取引と区別する、契約上リンクしている商品の特性を明確にすることを提案している。具体的には、IASB は、これらのトランシェの保有者に対する支払いの優先順位付けは、ウォーターフォール支払構造を通じて確立されることを付け加えることを提案する。当該支払構造は、信用リスクの集中を生み出し、異なるトランシェの保有者間で損失の不均衡な配分をもたらす。

修正案はまた、複数の負債性金融商品とのすべての取引が、契約上リンクしている複数の商品との取引の要件を満たしているわけではないことにも言及している。たとえば、貸手は、借手（スポンサー企業）がシニアおよびジュニアの負債性金融商品を発行する組成された企業を設立する、担保付貸付契約を締結する場合がある。借手は、シニアの負債性金融商品を保有する企業に信用保全を提供するために、ジュニアの負債性金融商品を保有している。当該組成された企業は単一の貸手からの貸付取引を容易にするために生み出されているため、修正案では、そのような取引には契約上リンクしている複数の商品を含んでいない。

さらに、修正案は、基礎となるプール内の商品への言及には、分類の要求事項の範囲に含まれない金融商品が含まれる可能性があることを明確にしている。たとえば、元本および元本残高に対する利息の支払と同等である契約上のキャッシュ・フローを有するリース債権である。

## 開示

### その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの（FVTOCI）として指定された資本性金融商品に対する投資

ED は、FVTOCI に指定された資本性金融商品に対する投資に関して、企業が提供する開示の修正を提案する。特に、企業は、期間中に認識を中止した投資に関連する変動の金額と期末に保有している投資に関連する金額を別個に表示して、期中の公正価値の変動を開示することが要求される。

### 契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更する可能性のある契約条件

IASB は、借手に固有の偶発事象の発生（または非発生）により、契約上のキャッシュ・フローの時期または金額を変更する可能性のある契約条件を含む金融商品に対する開示の要求事項を提案している。要求事項案は、償却原価または FVTOCI で測定された金融資産の各クラス、および償却原価で測定される金融負債の各クラスに適用される。

## 発効日、経過措置およびコメント期間

ED は、ED における修正の発効日を特定していない。発効日は、後日設定される。

IASB は、IFRS 第 9 号の修正の遡及適用を企業に要求することを提案する。企業は、IFRS 第 7 号の修正によって要求される開示を、修正の適用開始日より前に開始する表示している期間について、比較情報を修正再表示すること、または開示を提供することを要求されない。IFRS 第 9 号の修正に関して、企業は、事後的判断を使用せずにそれが可能である場合に限り、以前の期間を修正再表示することが認められる。

企業は、IFRS 第 9 号の修正を適用した結果として測定区分を変更した金融資産に関する情報を開示することが要求される。

ED のコメント期間は、2023 年 7 月 19 日に終了する。

## さらなる情報

IFRS 第 9 号および IFRS 第 7 号の修正案についてご質問がある場合は、通常のデロイトの連絡先にご連絡ください。

デロイト会計リサーチ・ツール（DART）は、会計および財務情報開示資料の包括的なオンライン・ライブラリです。

[iGAAP on DART](#) では完全版 IFRS 基準へのアクセスが可能であり、以下のリンクがあります。

- デロイトの公式の最新の iGAAP マニュアル。IFRS 基準に基づく財務報告のためのガイダンスを提供しています。
- IFRS 基準に基づいて報告する企業のモデル財務諸表

さらに、iGAAP の [Beyond the numbers](#) は、企業の価値を大きく上げることができる、より広範な環境、社会的およびガバナンスの事項を踏まえてビジネスが考慮しなければならない、開示要求および推奨事項についてのガイダンスを提供しています。

DART へのサブスクリプションを申し込むには、[ここをクリック](#)して、アプリケーション・プロセスを開始し、iGAAP パッケージを選択します。

サブスクリプションパッケージの価格を含む DART の詳細については、[ここをクリック](#)してください。

# Deloitte. トーマツ.

## デロイト トーマツ

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 7 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト ([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp)) をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの 関係 法人（総称して“デロイト ネットワーク”）のひとつまたは 複数 を指します。DTTL（または“Deloitte Global”）ならびに各メンバー フォーム および 関係 法人 はそれぞれ 法的 に 独立 した 別 個 の 組織 体 であり、第 三 者 に 関 して 相 互 に 義 務 を 課 し ました は 拘 束 さ せ る こ と は あり ませ ん。DTTL および DTTL の 各 メンバー フォーム ならびに 関係 法人 は、自らの 作 業 および 不 作 業 についてのみ 責任 を 負い、互いに 他 の フォーム または 関係 法人 の 作 業 および 不 作 業 について 責任 を 負う もの は あり ませ ん。DTTL は クライアント への サービス 提供 を 行 い ませ ん。詳細 は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) を 見 ら せ ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証 有 限 責任 会 社 だ す。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー および それらの 関係 法人 は、それぞれ 法的 に 独立 した 別 個 の 組織 体 であり、アジア パシフィック にお ける 100 を 超 え る 都 市（オクランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にて サービス を 提供 して います。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 415,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、([www.deloitte.com](http://www.deloitte.com)) をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（“DTTL”）、そのグローバル ネットワーク 組織を構成するメンバー フォーム および それらの 関係 法人（総称して“デロイト ネットワーク”）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。また DTTL、そのメンバー フォーム、関係 法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関係して直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTL ならびに各メンバー フォーム および それらの 関係 法人 はそれぞれ 法的 に 独立 した 別 個 の 組織 体 だ す。

Member of  
Deloitte Touche Tohmatsu Limited



IS 669126 / ISO 27001



BCMS 764479 / ISO 22301